

令和6年度 第1回佐久市学校給食臼田センター献立委員会 会議次第

日時 令和6年7月22日（月）午後4時から

場所 学校給食臼田センター2階会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 自己紹介

4 委員長あいさつ

5 会議事項

（1）令和6年度 学校給食の実施内容について

（2）アレルギー対応食について

（3）その他

6 閉 会

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター献立委員会名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
堀 籠 英 和	臼田中学校長	委員長
吉 村 さ つ き	臼田中学校給食主任	
上 原 敏 夫	臼田小学校給食主任	
渡 辺 正 子	臼田中学校PTA副会長	
樋 田 理 絵	臼田小学校PTA子育て委員長	
荻 原 真 由 美	学校給食臼田センター栄養士	
篠 塚 育 美	学校給食臼田センター栄養士	

<事務局>

小 林 清 彦	学校給食課長	
平 林 久	学校給食課課長補佐	
丸 山 充 人	学校給食臼田センター事業係	

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター事業計画

1. 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること
- ② 日常生活における食事について理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

2. 献立方針

(ア) 献立年間計画による献立の作成

(イ) 旬の食材を取り入れる工夫

(ウ) 地場産物の活用（五陵の里、佐久市有機農業研究協議会、フレッシュフードサービス）

(エ) 希望献立を取り入れる

(オ) アレルギー対応食の提供

「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、実施を希望する保護者からのアレルギー対応食意向調査票及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出により、関係者による面談・申請手続きを行いアレルギー対応食の提供を行う。

(カ) 行事食の提供

(キ) 衛生に配慮した献立（施設・調理員が実施可能な献立）

3. 衛生管理・食に関する指導

(ア) 定期的な食材検査の実施（細菌類）

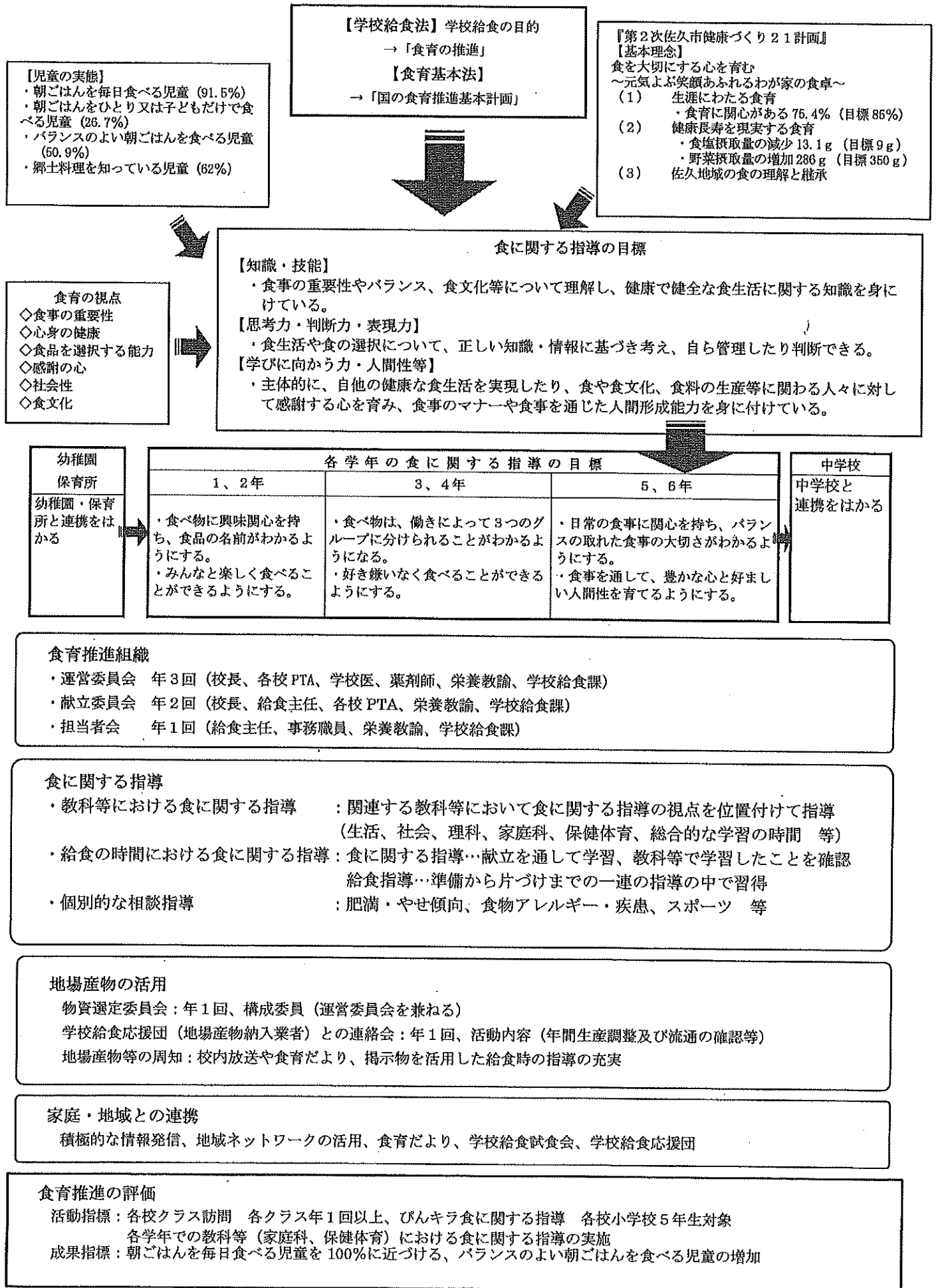
(イ) 毎日の残菜調査のとりまとめ

(ウ) 学校訪問（全学級）による児童・生徒の給食の様子

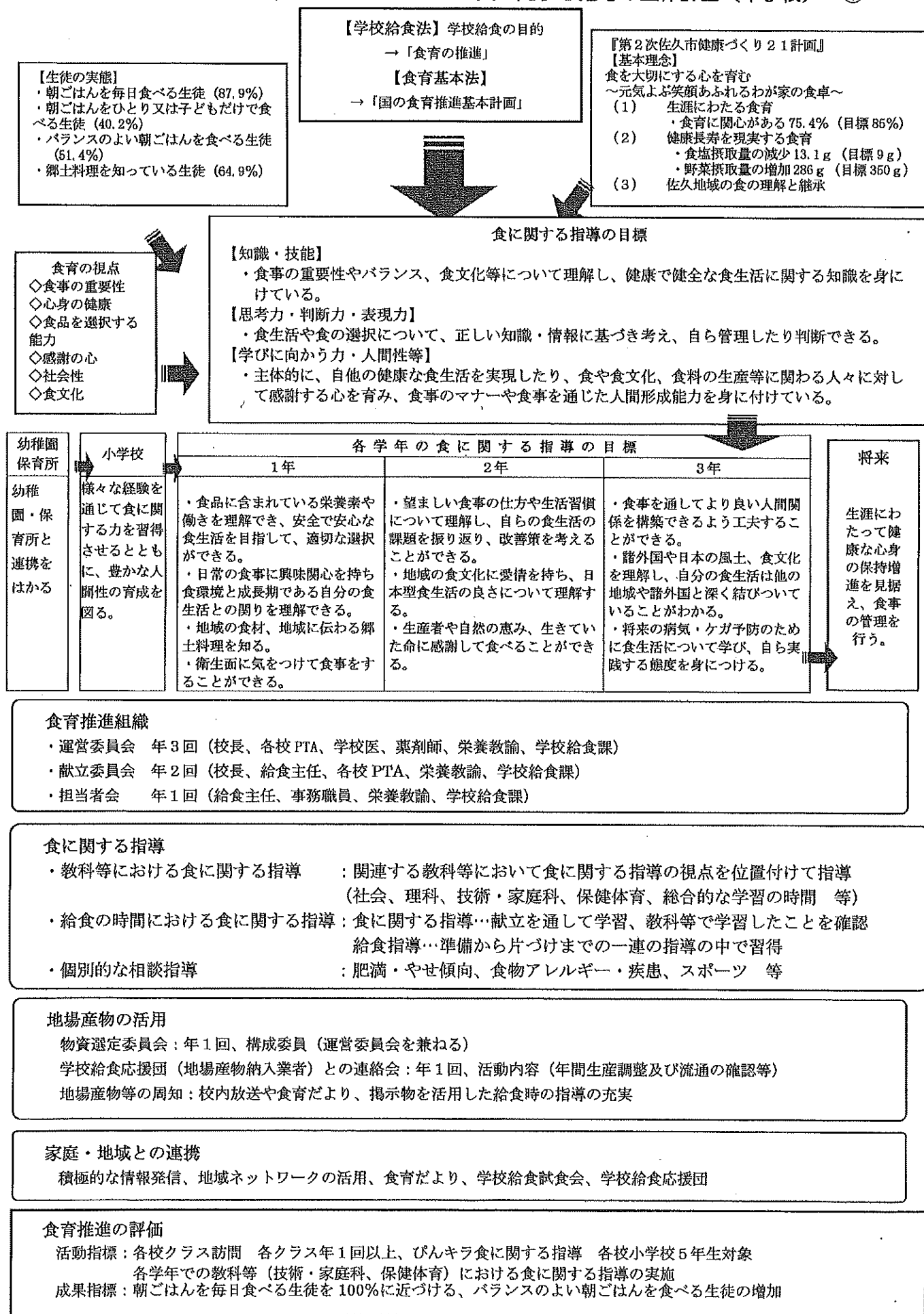
(エ) 給食だより等による情報提供

月	月目標	献立作成のポイント	行事食	行事・旬の食品等	指導内容	希望献立
4	給食のきまりを守って 楽しく食べよう	・新入生が食べやすいように 調理の工夫をする ・春が感じられる献立内容にする	入学進級祝い お花見	春キャベツ 鰯 うど 花見団子	学校給食の目的 きまりの確認	
5	バランスの良い食事を しよう	・栄養基準量にそって、6群の 食品をバランスよく取り入れる	子どもの日	新たまねぎ 新じゃが アスパラ たけのこ かしわ餅	3色の食べものと その働き バランスのとれた 食事	
6	歯や骨を丈夫にしよう	・骨や歯を丈夫にし、あごの発達 を促す食品を取り入れる ・食中毒の防止上、食品の選択 と、調理の工夫をする	虫歯予防デー びんキラ食	梅 アスパラ メロン レタス 大豆 小魚 川魚	骨や歯によい食べもの (Ca) かむことの大切さ 梅雨時の衛生	
7	暑さに負けない食事 をしよう	・暑さに向け、体力をつける料理 の工夫をする ・食欲をそそり、涼しさを感じさせ る工夫をする	七夕 土用の丑	トマト レタス きゅうり なす ピーマン すいか そうめん	夏の食事のポイント (ビタミンB1) 夏休みの過ごし方	小学6年
8	規則正しい食事を しよう	・消化吸収のよいものを取り入れ る ・食欲をそそる工夫をする		かぼちゃ なす ピーマン トマト とうもろこし 梨	給食のきまりの再確認 1日3食の役割 (朝食の大切さ)	
9	↓	↓	お月見	さんま さば 梨 ブルーベリー 枝豆 月見団子	夏バテ回復の食事 休養と食事	小学5年
10	好き嫌いしないで食 べよう	・秋を感じさせる工夫をする ・偏食矯正のための工夫をする ・質、量ともに充実した食事の 工夫をする	地場産献立 びんキラ食	さんま さば 柿 里芋 りんご さつまいも 栗 信州サーモン	偏食について 魚の栄養、食べ方、 箸の使い方 食事と運動	小学4年
11	感謝して食べよう	・秋を感じさせる工夫をする ・感謝の気持ちを育てる食事の 工夫をする	勤労感謝の日 収穫祝い	ごぼう 長ねぎ 白菜 大根 ブロッコリー ほうれん草 さけ いわし 栗ごはん	生産と感謝	
12	寒さに負けない食事 をしよう	・かぜを予防する食事の工夫を する ・身体を温める食事の工夫を する	冬至 びんキラ食	ごぼう 大根 ブロッコリー 白菜 かぼちゃ こんにゃく	寒さに負けない体 を作る食べもの 冬野菜の効用 牛乳の栄養	中学3年
1	郷土の食べものを 知ろう	・地元の食べものや、郷土食を 取り入れる ・消化吸収のよいものを取り入れ る ・体を温める食事の工夫をする	七草 鏡開き 大寒	もち わかさぎ お雑煮 凍み豆腐	給食の歴史 郷土の食事と文化	中学3年
2	食事のマナーを身に つけよう	・行事食を取り入れる ・行事食についての理解を深め られるような献立にする	節分 びんキラ食	福豆 いわし いちご 凍み豆腐	食事のマナー 行事食の意味と伝承	中学3年
3	食生活の反省をしよう	・楽しい思い出に残るような食事 を工夫する ・春らしく彩り等配慮する	ひなまつり 卒業祝い 佐久の日 献立	鰯 あさり いちご ちらし寿司	一年間のまとめ 望ましい食習慣	

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター 食に関する指導の全体計画（小学校） ①



令和6年度 佐久市学校給食臼田センター 食に関する指導の全体計画（中学校） ①



学校給食アレルギー対応食提供実施について

佐久市学校給食臼田センター

1. 対応食希望者へ配布する書類（●が提出書類です）

- 佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱
- 学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）
- 佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業の流れ 及び イメージ図
- 様式第1号（第6条関係）「佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票」
- 様式第2号（第6条関係）「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）別紙様式14の3」
- 様式第3号（第7条関係）「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」
- 様式第4号（第8条関係）「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」
- 様式第5号（第9条関係）「佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書」
- 様式第6号（第10条関係）「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更（中止）願」
- 学校生活管理表（記入例）→受診時に主治医へ
- 面談日日程調査表→「意向調査票」とともに提出

様式は、佐久市ホームページ内/PC版/各種申請用紙ダウンロード/学校給食関係よりも印刷できます。

2. 対応食提供実施までの流れ

- ① 事前調査（新小学校1年生、新中学校1年生に対して実施）
- ② アレルギー対応食事業説明
（新入学生は毎年11月に説明会開催、新規希望者は臼田センターへ来所）
- ③ 意向調査票（様式第1号）及び別表「食物アレルギー症状食品等該当表」
- ④ 学校生活管理指導表『アレルギー疾患用別紙様式14の3』（様式第2号）
- ⑤ 三者面談・・・③④により除去の状況や、希望する対応などについて確認します。
- ⑥ 申請書提出（様式第3号）
- ⑦ 審査・決定（様式第4号）・・・教育委員会より家庭へ決定通知書（様式第4号）が送付されます。
- ⑧ 承諾書提出（様式第5号・毎月）・・・飲用牛乳停止のみの方は承諾書の毎月の提出は必要ありません。
- ⑨ 変更（中止）願（様式第6号）・・・対応内容の変更または中止を希望する場合提出
※変更及び中止する場合は医師の診断（学校生活管理指導表）が必要となります。

3. 対応食の内容

一般食を基本として、食物アレルギーの起因となる食材を除去した除去食または、代替食を提供。

牛乳	停止し返金
主食	パン・ソフト麺・ごはん自体が食べられない場合は停止し返金 混ぜご飯についてはごはん、混ぜ込みパンは停止し、普通パンを提供
主菜	除去または代替食
副菜	除去または代替食
汁物	除去または代替食
デザート・ジャム等	代替食

※対応食例 乳・卵・小麦アレルギー

一般食献立		アレルギー食材	対応食
主食	コッペパン	脱脂粉乳・マーガリン	停止または代替食：ごはん
主菜	コロッケ	乳・卵・パン粉	乳・卵を除去、米パン粉
副菜	コールスローサラダ	マヨネーズ	エッグケアマヨネーズに変更
汁物	クラムチャウダー	バター・牛乳・生クリーム・小麦粉	豆乳マーガリン・豆乳・豆乳ホイップ・米粉に変更

白田センター内で専任の栄養士が調理し、配缶します。

学校・家庭との連絡

- ・毎月20日までに翌月分の実施予定献立表を家庭に配布し、25日までにご家庭からセンターへ実施承諾書（様式第5号）を提出された場合に対応食の提供ができます。
- ・献立内容や児童生徒の様子について保護者や学校の先生と連絡を密に取り合います。

4. その他

白田センターでは現在、そば粉を使用した献立は提供しておりません。しかし工場などの製造ラインで混入する可能性はあることを考慮し、業者より配合表をとり確認しています。

麺工場では、そば、卵を含む製品を製造しています。そばの製造ラインとは別ラインで製造していますが工場内で空気中に飛散する可能性はあります。

パン工場では、学校給食用パンを製造しています。工場内でフルーツ、ナッツ類などの様々な食材を扱うため、製造ライン上で混入する可能性はあります。

現在、生で提供しているのは、果物類・トマト・ミニトマト・マヨネーズ・サラダなどの調味料のみです。その他の生もの（生卵・生魚など）は提供していません。

上記以外の食品（生卵・生魚など）でアレルギーがあり、加熱すれば食べられるものについては対応食の対象外となります。

調味料のアレルギーに関しては「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省通達により、対応できませんので対象の料理は家庭より持参していただきます。

改正

平成25年9月26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

平成26年12月24日教委告示第23号

平成29年3月23日教委告示第12号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合には、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事をいう。）の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更(中止)願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年9月26日教委告示第17号)

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日教委告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日教委告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成 25 年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。
この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、
学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。

－佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱(平成 25 年 9 月 26 日教委告示第 17 号)－

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

－「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省－

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に 1 年に 1 回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的に受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

－「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成 27 年 2 月 長野県教育委員会－

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要

エ) 食器や調理器具の共用ができない

オ) 油の共用ができない

カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)～カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

－「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省－

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

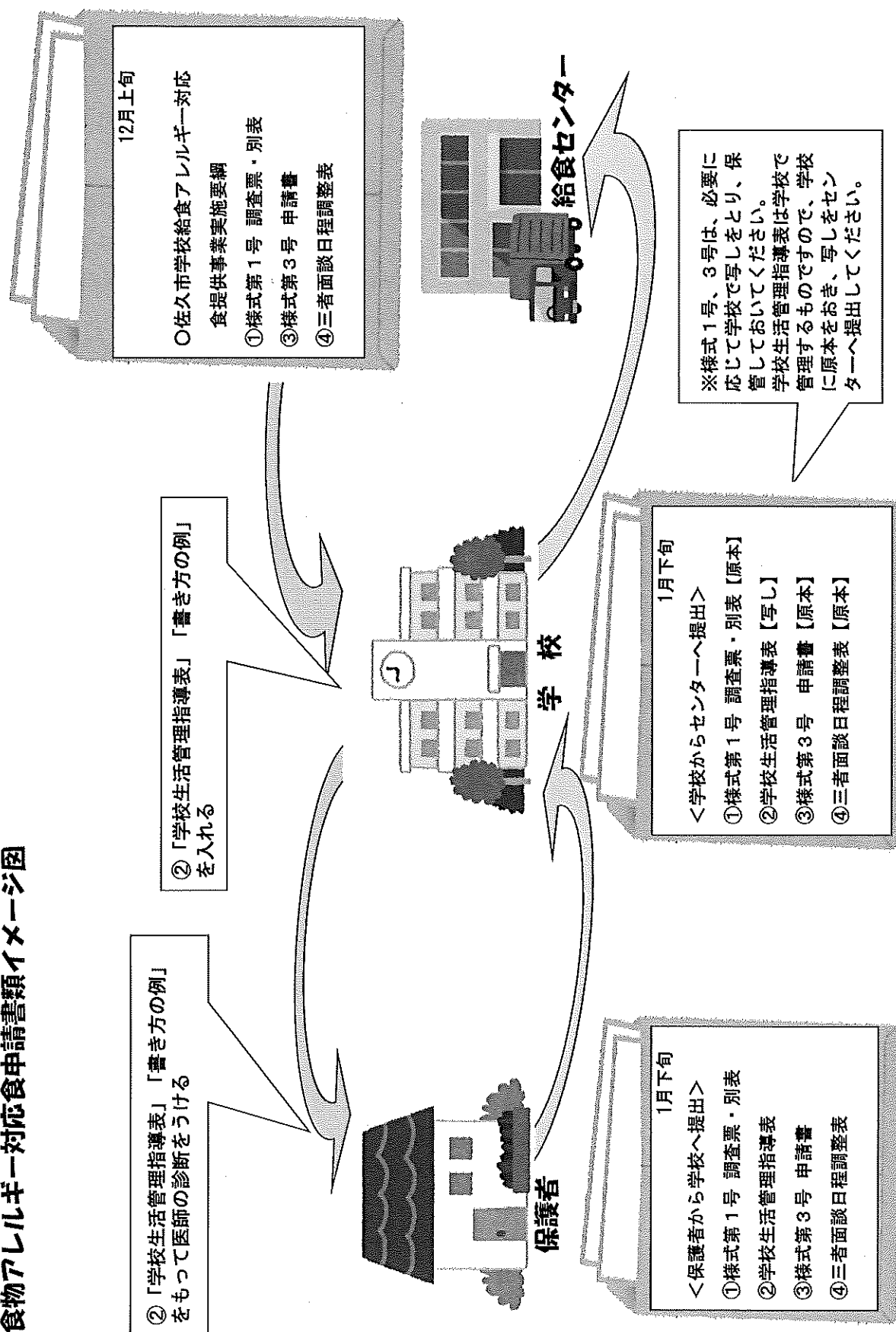
名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

○:センター作成書類 ●:学校作成書類

	継続者(小1~5年 中学1~2年)	小学校新1年生(来入児)	中学校新1年生(現小学6年生)
4月~8月	対応食開始 転入生アレルギー調査(随時)		
9月	毎月 ・対応食献立表作成 ・対応食確認表送付(20日頃) ・家庭より承諾書戻り ・対応食内容最終確認(25日頃) ・対応食決定内容学校へ送付	①食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全小学新1年生 場所:各小学校 (第1回来入児説明会にて) 「食物アレルギー調査について」 調査表配布回収	①食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全中学新1年生(6年生) 在籍している小学校において 「食物アレルギー調査について」調査表 配布回収
10月	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導書の発行について(継続受診用)様式2」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関)	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○入学予定食物アレルギー対応食提供事業希望者保護者説明会 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導書の発行について(初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関)	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導書の発行について(初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関)
	(1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」(保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)(情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの)※必要な場合に限る (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など(学校に記録がある場合に限る) (5)学校におけるアレルギー-対応情報提供書(様式4)(過去に医療機関から別紙様式14の3(学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用))が発行された者のみ)	(1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」(保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)(情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など(学校に記録がある場合に限る)	(1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」(保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)(情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など(学校に記録がある場合に限る)
11月	①医療機関受診(10月中旬~12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを12月下旬までにセンターへ送付する。	②佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会開催(11月上旬) 対象:アレルギー対応食希望者 場所:白田給食センター ③医療機関受診(11月~12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを12月下旬までにセンターへ送付する。	②医療機関受診(10月中旬~12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを12月下旬までにセンターへ送付する。
12月			
1月	②三者面談実施(1月下旬~2月中旬) ※変更がある場合のみ実施 参加者:保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:各小中学校(在籍校)	④三者面談実施(1月下旬~2月中旬) 参加者:保護者 学校長 養護教諭 来入児係 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:入学予定小学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出	③三者面談実施(1月下旬~2月中旬) 参加者:保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:入学予定中学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出
2月	○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出		
3月	③審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付	⑤審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付	④審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付

食物アレルギー対応申請書類イメージ図



食物アレルギー対応について（学校用）

佐久市学校給食臼田センター

1) 月々のやりとり(休日、夏休み、冬休み等の関係で若干前後することがあります)

- ・毎月20日頃までに「詳細献立表・配合表・代替食献立・アレルギー対応食確認表・承諾書」を家庭へ配布

↓

- ・毎月25日頃までに学校経由でセンターへ承諾書を提出（土日にかかる場合は前日までに）

↓

- ・毎月末日までに「詳細献立表・配合表」、個別の「アレルギー対応食確認表」を学校へ送付

（4月分は例外となります。）

- ・3月6日頃に「詳細献立表・配合表・代替食献立・アレルギー対応食確認表・承諾書」を家庭へ配布

↓

- ・3月9日頃までに学校経由でセンターへ承諾書を提出

↓

- ・3月10日頃までに「詳細献立表・配合表」、個別の「アレルギー対応食確認表」を学校へ送付

2) 日々のやりとり

※小学校

- ・クラスのおかず・汁物の棚に、個別の保冷バッグ（ネームプレート付）を置いておきます。
- ・個別の保冷バッグの中には、対応食とアレルギー対応食連絡表が入っています。
必ず学級担任等の職員が「アレルギー対応食確認表・対応食・アレルギー対応食連絡表」を照らし合わせて確認し、喫食後に連絡表にサインをし、保冷バッグの中に入れて返却下さい。連絡事項のある場合は連絡らんに記入してください。

※中学校

- ・コンテナ扉に「アレルギー食あり」「アレルギー食なし」の表記をして学校へ配送します。
- ・対応がある日は、学校ごとに対応食をまとめてアレルギー食缶へ入れ、コンテナにのせます。
- ・アレルギー食缶の中には、配送表と対応食が入った個別の保冷バッグ（ネームプレート付）が入って届きますので、配送後は学校ごとのマニュアルに従って管理してください。
- ・個別の保冷バッグの中には、対応食とアレルギー対応食連絡表が入っています。
必ず学級担任等の職員が「アレルギー対応食確認表・対応食・アレルギー対応食連絡表」を照らし合わせて確認し、喫食後に連絡表にサインをし、保冷バッグの中に入れて返却下さい。連絡事項のある場合は連絡らんに記入してください。

※サインのない場合はセンターより電話連絡をさせていただきます。

- ・対応食容器について
ご飯・・・保温ジャー
汁物・・・保温ジャー
主菜・・・小容器
和え物・・・小容器（保冷剤が入っていますので、必ず戻してください）
果物・・・小容器 またはビニール袋
- ・対応食の食べ残しは、喫食状況等を確認しますのでクラスの食缶ではなく対応食容器に入れて戻

してください。その際、容器のフタはきちんとしめてください。

- ・数もののおかず、デザート等で対応食がある場合は数を減らします。
 - ・欠席連絡を家庭より受けた場合は、対応食を止め、配送表へその旨を記載し、送付します。
- ※家庭へは9時までにセンターに連絡をしてもらうようお願いしてあります。

3) その他

- ・学校配布の「学校におけるアレルギー疾患対応資料」(DVD含む)をマニュアルの見直しや研修資料としてご活用下さい。

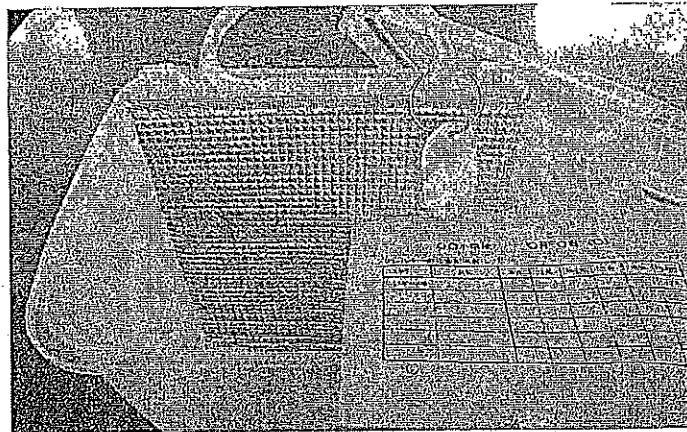


《個別保冷バッグの中身》
※対応食のあるもののみ、入ります。

左から

- ・保温ジャー（ごはん用）
- ・小容器（主菜）
- ・小容器＋保冷剤（サラダ等）
- ・保温ジャー（汁物）
- ・アレルギー対応食連絡表

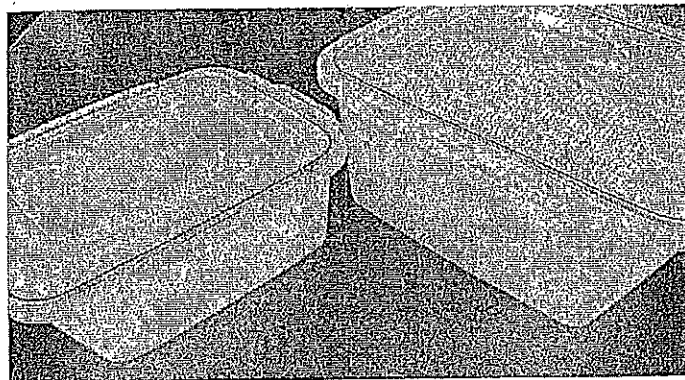
学級担任にサインしてもらいます。



※中学校のみ

《食缶の中身》

- ・配送表
- ・対応食（個別保冷バッグに
ネームプレート付）



※中学校のみ

《アレルギー対応食缶》

年間（令和6年4月～令和7年3月）使用食品配合表 目次

種別	ページ	品名	製造業者	備考(商品名)
主食	1	主食パン(コッペパン他)	炊飯センター柳澤	
	2	パン用米粉	㈱高山製粉	高山印 パン用米粉
	3	ソフト麺等	木内麺業	
	4	麦ごはん用麦	㈱はくばく	麦割 米粒麦
	5	調理用米粉	㈱高山製粉	高山印 微細米粉
	6	地粉(小麦粉)	㈱木田製粉	小麦粉

年間・使用食品配合表

(令和6年4月から令和7年3月まで)

※詳細献立の食材確認等にご使用いただくため、
期間中は、保管をお願い致します。

佐久市学校給食臼田センター

卵製品	ページ	品名	製造業者	備考(商品名)
	30	いりたまご	キュービータマゴ㈱	スノーマンヘルシー炒りたまごN
	31	錦糸卵	キュービータマゴ㈱	バラッと錦糸たまご
肉加工品	32	ロースハム	信州ハム㈱	G国産NAロース
	33	ベーコン	信州ハム㈱	G国産NAベーコン
	34	ショルダーベーコン	信州ハム㈱	G国産NAショルダーベーコン
	35	ウインナー	㈱鎌倉ハムクラウン商会	無塩せきソーセージ ポークスキンスウインナー
	36	野菜入りソーセージ	信州ハム㈱	冷凍学校給食G野菜入りソーセージ輪切り
	37	ささみフレーク	アリアケジャパン㈱	スーパーチキン21プレーンタイプ(無添加)

商品コード: 3580

あじフライ50

株式会社 大 冷
東京都中央区月島2-3-1

規格:2500g(50個入)×3合

商品説明	小骨を取り除いたあじを、国内工場ですべてに加工しました。旨みたっぷりです。				
JANコード		材質1	外装	賞味期限(ヶ月)	12 製造国名 日本(国産)
ITFコード	14947920035800		ダンボール	保存方法	-18℃以下で保存してください。
ケース重量(g)	2500	材質2		凍結前加熱の有無	加熱してありません。
外装(mm)				加熱調理の必要性	加熱してください。
350 × 250 × 120		材質3		調理内容	凍ったまま170℃の油で約4分油調理して下さい。

7月・月間食品配合表

令和6年4月から令和7年3月までの

「年間・使用食品配合表」に記載されていない食品です。

記載以外に、ご不明な食材がありましたらご連絡下さい。

(別紙) アレルギー代替食献立明細・配合表

佐久市学校給食臼田センター

		ビタミンB12		1.0
		C(mg)		0
		食塩相当量(g)		0.7
合計		100		日本食品標準成分表2015年版(七訂) この数値は、目安です。異なった
アレルギー物質(品名)	小麦			
アレルギー物質 表示(品名)	・本品製造工場では卵、乳成分、えびを含む製品を生産しています。			
添加物	増粘多糖類			
製造工程	原料受入 → 選別 → 表面解凍 → 打ち粉付 → バター付 → パン粉付 → 選別 → 凍結(-40℃設定) → X線異物検査 → 選別 → 箱詰 → 金属検査(Fe2.5φ SUS3.0φ) → 重量検査 → 冷凍保管(-25℃設定)			

記載事項は「発行日」時点の情報です。

(別紙) アレルギー代替食献立明細・配合表

令和6年7月

佐久市学校給食臼田センター

7月1日(月)

「たこと新玉ねぎのサラダ」の代替食
(タコ・玉ねぎ・きゅうリアレルギー対応)
「ハムともやしのサラダ」

食材名	使用量(g)	配合表ページ
きゃべつ	27	
もやし	25	
ロースハム	5	32
穀物酢	1.5	109
米ぬか油(PET)	1.5	
うすくちしょうゆ	1.8	104
上白糖	0.2	91
食塩	0.16	
粗挽き黒コショウ	0.02	

7月3日(水)

「あじフライ」の代替食
(小麦アレルギー対応)
「手作りあじフライ」

食材名	使用量(g)	配合表ページ
あじ切り身	50	
食塩	0.02	
こしょう	0.01	107
調理用米粉	3	5
米パン粉	5	137
米ぬか油(PET)	6	66
中濃ソース	2	106

7月8日(月)

「小籠包」の代替食
(小麦アレルギー対応)
「ミートボール」

食材名	使用量(g)	配合表ページ
FMうす味野菜いろいろ肉団子	50	月間

7月17日(水)

「フルーツポンチ」の代替食
(みかん・パイン・ももアレルギー対応)
「ゼリーポンチ」

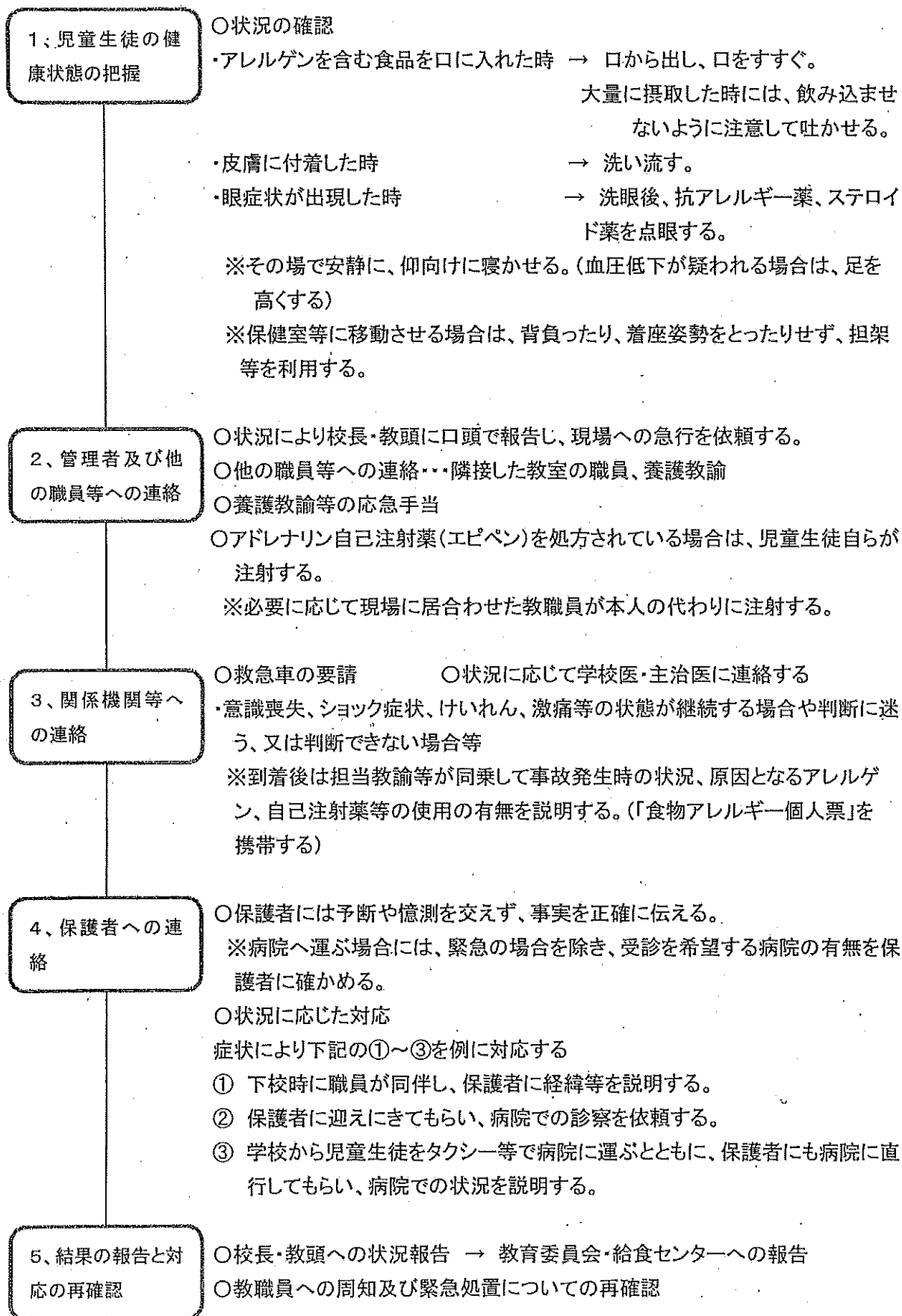
食材名	使用量(g)	配合表ページ
カットゼリーぶどう	30	月間
カットゼリーシャインマスカット	30	月間
豆乳ゼリー	30	月間
カラフルボール	30	月間
サイダー	30	月間
炭酸水	15	月間
レモン果汁	2	122

〔週問獻立表〕

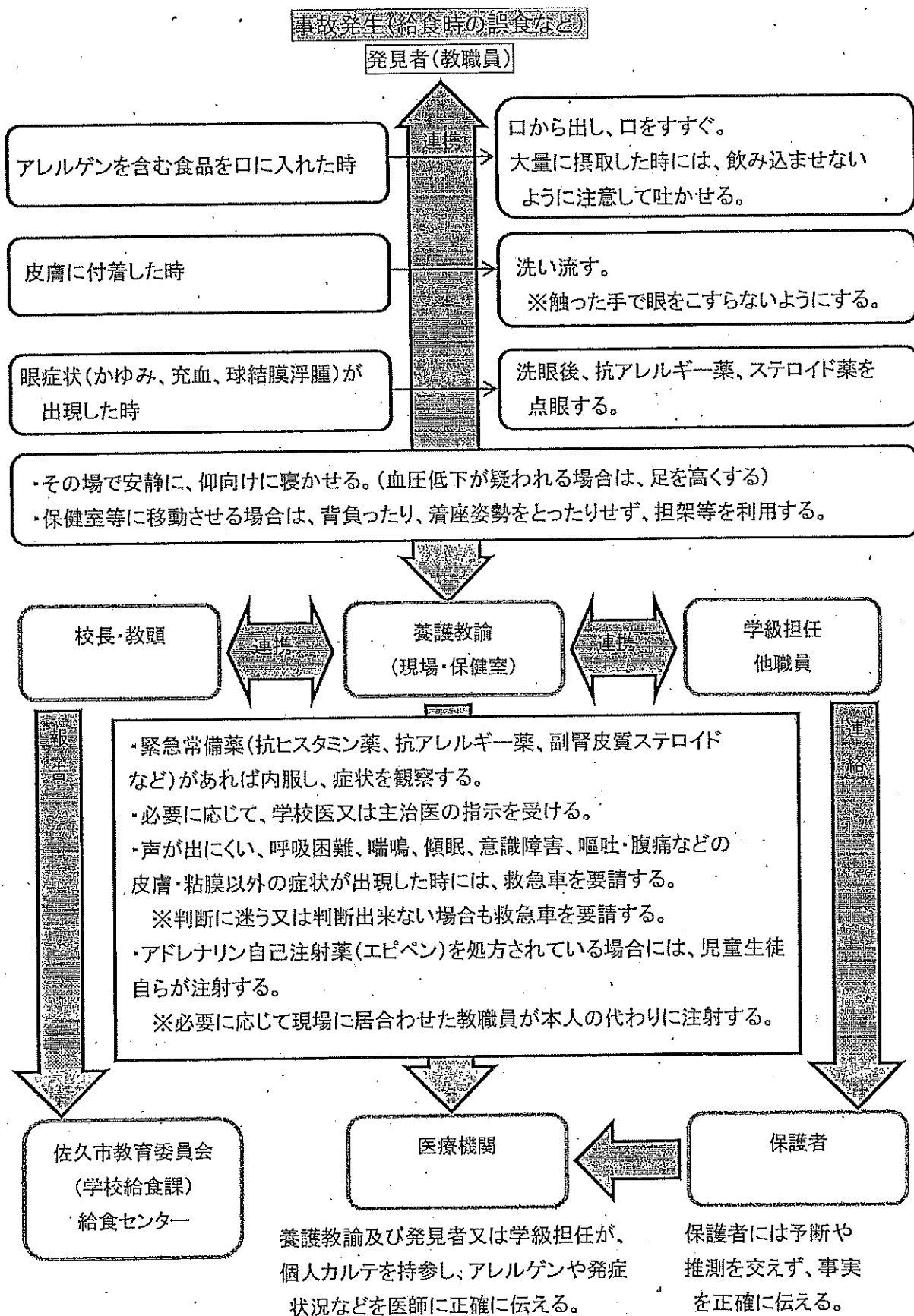
18

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



4 教保第 405 号

令和 4 年（2022 年）12 月 7 日

一般社団法人
長野県医師会長 様

長野県教育委員会事務局
保健厚生課長

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼
に関する様式について（通知）

このことについて、別添のとおり、市町村（学校組合）教育委員会、県立学校、信州
大学教育学部附属諸学校、私立学校へ周知しましたのでご了解願います。

長野県教育委員会事務局保健厚生課
（課長）永岡 勝
保健・安全係
（担当）小田切優美 梅本 絵里
学校給食係
（担当）高橋和子
電話 026-235-7444（直通）内線 4448
FAX 026-234-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

令和 4 年（2022 年）12 月 7 日

市町村（学校組合）教育委員会
学校保健主管課長 様
学校給食主管課長 様

長野県教育委員会事務局
保 健 厚 生 課 長

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼
に関する様式について（通知）

このことについて、別添の令和 4 年 4 月 1 日付文部科学省事務連絡「保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について」により長野県医師会と連携し、アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼に関する様式等を作成しました。

つきましては、児童生徒等の安心安全な学校生活のため、医療機関（主治医）との連携にご活用くださいますよう、貴管下の学校へ周知願います。

また、下記の事項に留意し、アレルギー疾患の児童生徒等への対応が円滑に行われますよう御協力をお願いします。

なお、様式は、本通知と同タイミングで長野県医師会から各郡市医師会及び各郡市学校医会へ通知されますので、通知が届き次第使用開始となります。

記

1 「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理表」の扱いについて

（1）対象

「食物アレルギーに関する調査票」及び健康相談（既往症がなくアレルギー様症状があった者等）において、保護者が学校での食物アレルギーに対する取り組みを希望する場合

（2）手順

- ① 保護者は学校から発行される別紙様式書類一式を持参し、医療機関を受診
※予め別紙様式 14 の 3 に学校名及び学校医名を記載
- ② 医療機関が、別紙様式 14 の 3 に必要事項を記載し発行。（月 1 回に限り保険診療を適用）
- ③ 受診後、保護者が別紙様式 14 の 3 を学校へ提出
- ④ 学校が学校医へ別紙様式 14 の 3 を持参し、学校は学校医の許可を得て、写しをとり、アレルギー疾患を管理
- ⑤ 学校は対象児童生徒の再診時に「学校におけるアレルギー対応情報提供書」（様式 4）を発行し、主治医にフィードバックする。

2 留意事項

- ・「診療情報提供書」別紙様式 14 の 3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）は原則医療機関より発行されるものですが、県医師会から要望があったため、保護者へ通知する際に同様式に学校名・学校医名を記入し添付する。
- ・使用の際には、予め学校医と受診の必要な児童生徒等の情報を共有する。
- ・主治医と学校が連携するため、学校の個別の対応方法等について関係者（保護者・校長・教頭・担任・養護教諭・栄養教諭等）が共通理解する。

長野県教育委員会事務局保健厚生課
課長：永岡 勝
保健・安全係
（担当）小田切優美 梅本絵里
学校給食係
（担当）高橋和子
電話026-235-7444 FAX026-234-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について (初診用)

令和 年 月 日

保護者様

年 組 氏名

学 校 長

学校におけるアレルギー疾患に対する管理の徹底と事故防止のため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）等をご提出いただく必要があります。

つきましては、必要な情報を提供いただくため、医療機関（主治医）を受診してください。

また、受診の際には下記1の書類を持参し、受診後は下記2の書類を学校へ提出してください。

なお、提出いただいた書類は学校から、学校医へ情報提供をいたしますのでご承知おきください。

1. 医療機関へ提出するもの

(学校⇒保護者⇒医療機関)

- (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー診療情報提供依頼書（様式3）
- (2) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (3) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの）
- (4) アレルギー管理表（過去の記録等）など（学校に記録がある場合に限る）

2. 受診後、学校へ提出するもの

(医療機関⇒保護者⇒学校⇒学校医)

- (1) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (2) 1. (2) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） ※2. (1) 以外の疾患について記入された場合
- (3) アレルギー管理表（過去の記録等）など（学校に記録がある場合）

備考

※ アナフィラキシー・食物アレルギーにかかる診療で、「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）による学校医への情報提供につきましては、月1回に限り保険診療となり、一部負担金の徴収があります。

アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について
(継続受診用)

令和 年 月 日

保護者様

年 組 氏名

学 校 長

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る学校生活管理指導表については、文部科学省より「症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年」提出を求めることとされております。

つきましては、必要な情報を提供していただくため、医療機関（主治医）を受診してください。また、受診の際には下記1の書類を持参し、受診後は下記2の書類を学校へ提出してください。なお、提出いただいた書類は学校から、学校医へ情報提供をいたしますのでご承知おください。

1. 医療機関へ提出するもの (学校⇒保護者⇒医療機関)

- (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー診療情報提供依頼書（様式3）
- (2) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (3) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの）
- (4) アレルギー管理表（過去の記録等）など（学校に記録がある場合に限る）
- (5) 学校におけるアレルギー対応情報提供書（様式4）
（過去に医療機関から別紙様式14の3（学校生活管理指導表（アレルギー疾患用））が発行された者のみ）

2. 受診後、学校へ提出するもの (医療機関⇒保護者⇒学校⇒学校医)

- (1) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (2) 1. (3) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） ※2. (1) 以外の疾患について記入された場合
- (3) 1. (4) アレルギー管理表（過去の記録等）など（医療機関へ提出した場合）

備考

※ アナフィラキシー・食物アレルギーにかかる診療で、「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）による学校医への情報提供につきましては、月1回に限り保険診療となり、一部負担金の徴収があります。

アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書

令和 年 月 日

医 療 機 関 様

学 校 長

下記の児童生徒については、学校生活（学校行事含む）での配慮や管理が必要ですので、アナフィラキシー・食物アレルギー等に関する診療情報を提供いただくようお願いいたします。

アナフィラキシー・食物アレルギーについては、添付の「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）、それ以外のアレルギー疾患については、添付の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」にご記入ください。

なお、「診療情報提供書」による学校医への情報提供につきましては、月1回に限り「B009 診療情報提供料（Ⅰ）」の算定が可能となります。ご注意ください。

おって、保護者が学校に提出した関係書類は、学校から学校医へ情報提供いたしますことを申し添えます。

記

受診する児童生徒（学校記入）

学校名		
学 年	組	氏 名
備考（特に指示助言を いただきたい事項等）		

診療情報を提供する学校医（学校記入）

学校医氏名	専門科（いずれかに○）	氏 名
	内科・眼科・耳鼻科	

※ アナフィラキシー・食物アレルギーに係わる学校医への「診療情報提供書」による情報提供は、保険診療の対象となります。

実施医療機関様のご記入欄

この用紙は受診の結果を下記の該当項目（管理の要否）に○を付けて保存し、次の受診時に保護者が持参するフィードバック用紙「学校におけるアレルギー対応情報提供書（過去に医療機関から診療情報提供書が発行された者のみ持参）」の確認の際にご活用ください。

○印記入欄	受診結果
	要管理（学校医へ診療情報を提供する）
	管理不要

学校におけるアレルギー対応情報提供書

(再受診時フィードバック用)

令和 年 月 日

主治医様

学校医
学校長

アレルギー疾患にかかる学校生活での配慮や管理について、学校医へ提供いただいた診療情報をもとに下記の対応を行っております。
つきましては、さらに必要な配慮事項等ございましたら、アナフィラキシー・食物アレルギーについては、「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）、それ以外のアレルギー疾患については、添付の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」にご記入ください。

記

受診する児童生徒

学校名		
学 年	組	氏 名

学校生活での配慮・管理内容（実施しているものに○を記載）

記入欄	内 容
	・保護者と該当児童生徒のアレルギー疾患について、学校生活管理指導表を基に具体的な取組に関する協議をしている
	・アレルギー対応委員会で関係者会議を実施した
	・緊急時の対応に備え、個別の緊急対応マニュアルを作成している
	・保護者の承諾をいただき、緊急時の対応について、消防署へ情報提供している
	・アナフィラキシーやアレルギー症状発症時に備えた薬等について、個人情報保護に留意した保存場所や扱い等を学校で周知している
	・給食の成分表を保護者に提供し、誤食防止に努めている
	・給食時には、複数の関係者でメニューの確認を行っている
	・アナフィラキシー等、緊急時の対応（アドレナリン自己注射使用法等）を想定したシミュレーション研修を実施している
	・その他（例）給食後の運動誘発アナフィラキシーを配慮して、午後の体育等の時間割を配慮している

備考（特に指示助言を いただきたい事項等）	
--------------------------	--

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 提出日 _____

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話: 本連絡医機関 医療機関名: 電話:
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要		
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		B 食物・食料を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要		
C 原因食物・除去措置 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去措置を記載		C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要		
D 緊急時に備えた処方箋		D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		
E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。		E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。		
F その他の配慮・管理事項(自由記述)		F その他の配慮・管理事項(自由記述)		

病型・治療	緊急時連絡先	記載日	医師名	年	月	日
アナフィラキシー (あり・なし)	1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

名前 _____ (男・女) _____
年 月 日生 _____ 年 月 日組 _____
提出日 _____

氏名、生年月日、緊急連絡先は
保護者が記入してください。

病歴・治療		学校生活上の留意点	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		1. 給食 2. 管理必要	
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他		1. 管理必要 2. 管理必要	
C 原因食物・除去療法 該当する食品の番号に○を、かつ「」内に除去療法を記載 ①「除去療法」該当するものを「」内に記載 ② 食物アレルギーは慢性 ③ ④ 未採取 ⑤ ⑥ 未採取 ⑦ ⑧ 未採取 ⑨ ⑩ 未採取 ⑪ ⑫ 未採取 ⑬ ⑭ 未採取 ⑮ ⑯ 未採取 ⑰ ⑱ 未採取 ⑲ ⑳ 未採取 ㉑ ㉒ 未採取 ㉓ ㉔ 未採取 ㉕ ㉖ 未採取 ㉗ ㉘ 未採取 ㉙ ㉚ 未採取 ㉛ ㉜ 未採取 ㉝ ㉞ 未採取 ㉟ ㊱ 未採取 ㊲ ㊳ 未採取 ㊴ ㊵ 未採取 ㊶ ㊷ 未採取 ㊸ ㊹ 未採取 ㊺ ㊻ 未採取 ㊼ ㊽ 未採取 ㊾ ㊿ 未採取		1. 管理必要 2. 管理必要	
D 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 3. その他		1. 管理必要 2. 管理必要	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の保健職員及び関係機関等と共有することに同意します。

保護者氏名 _____

<注意事項>

医療機関へ記入してください。

R5年度よりこの様式を使った食物アレルギーの管理指導表に限り、記入も保険診療となりました。給食のアレルギー対応食に限らず、食物アレルギーの管理指導表はこちら使用することができます。食物アレルギー以外のアレルギー（喘息、アトピー、アレルギー性鼻炎）で管理指導表が必要な場合これとは別の様式となります。別の様式の場合は医療機関が定める文書料がかかります。文書料は医療機関によって異なります。

事 務 連 絡

令和4年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
学校生活管理指導表の保険適用について

今般、令和4年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等（学校教育第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）の学校医（幼稚園における園医を含む）に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせいたします。

学校におけるアレルギー疾患への対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂、発行：公益財団法人日本学校保健会、監修：文部科学省）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成26年度、発行：文部科学省）等を踏まえ、医師の診断に基づく学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギー（保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は

明らかな症状の既往及びI g E抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。))に該当する患者について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各学校等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記にご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 管理指導表の学校等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表の発行については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

その際、主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、当該児童生徒等が通学する学校名を管理指導表等により医療機関に伝える必要があること。

2. 学校医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要があること。

以上

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線2070）

(別紙)

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)
(抜粋)

○別表第一 医科診療報酬点数表
(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I) 250点

注7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
(令和4年3月4日保医発0304第1号)(抜粋)

○別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I)

(17) 「注7」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり(除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。)に該当する患者であつて、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者(18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう)が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。

なお、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあつては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。

ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。

(18) 「注7」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第10

項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

- (19) 「注 7」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- (20) 「注 7」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。